

産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領 改正の概要

1 許可申請等に係る取扱いについて

以下の内容について、改正を行いました。

- ① 運搬容器の検査証の原本確認及び自主検査の場合の原本の添付を不要としました。
- ② 出資者が海外法人で登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を提出できない場合は、申立書を添付することとしました。
- ③ 特定家庭用機器再商品化法の対象物である産業廃棄物を積替え保管する場合の保管量を「保管施設の容量から算出される上限」、「平均搬出量の7日分」及び「積替え後の運搬車両の1台分」のうち最小の量を上限としました。
- ④ 優良認定を申請する場合の添付書類について、税・保険料の納付に係る基準に適合することを証する書類の原本確認を不要としました。

2 その他

要領記載の一部内容について、表現を明確にする改正を行いました。

【施行期日】

令和5年4月1日